



倒壊家屋と住宅

解体、廃棄物への対策

建物の危険度判定、倒壊した家屋の解体処理は
市民生活を守る上からも重要な仕事となりました。

近隣市町の協力で、 ごみの収集・運搬

震災直後から崩れ落ちた瓦、ブロック、壁土などのガレキ類が大量に道路、公園、空き地等に排出され、いたるところで山が築かれ、通行の障害になるなど社会的、経済的影響が極めて大きなものとなりました。

道路がふさがれては、早期の復旧作業の妨げとなることから、市では市内東部を土木部で、以西を環境部でそれぞれ分担し、1月20日から業者委託によって収集、運搬を開始、4月末までに約27,000トンを集集し、市内の状況はほぼ正常に戻りました。

家庭ごみの収集についても、震災直後に一時滞ったため、1月24日から25日にかけて近隣市町の加古川市、高砂市、三木市、小野市、播磨町の応援を得て完全収集に努めました。

また、地震により大久保清掃工場の焼却設備が損壊し、震災当日より稼働不能となりましたが、全力を挙げて復旧工事を実施し、2月6日から1号炉、2月11日から3号炉の運転が可能となりました。

この間、2月3日から2月10日まで近隣市町の三木市、加西市、播磨町に可燃ごみの焼却を依頼しました。

公費で倒壊家屋等の 解体処理

これまで、廃棄物処理法の災害廃棄物処理事業では、倒壊家屋等の解体そのものは所有者の責任とされてきました。しかし、今回の震災では

市街地を中心に多数の家屋等が甚大な被害を受け、市民生活への深刻な影響と復旧作業への支障となることが懸念されました。このため被災者の負担の軽減を図り、早急な復旧・復興を促進する観点から、1月28日、厚生省より特例的措置として、市町が倒壊家屋等の解体を実施し、国がその費用の2分の1を補助する新たな制度を設ける方針が示され、公費による解体・撤去が実現しました。



空き地に集められたガレキの山(大明石町2丁目)





市内でも2,000棟以上の家屋が解体された(太寺3丁目)

また、今回初めての措置として家屋等の解体・撤去について、自衛隊の協力を得て実施することも決められました。

本市では1月31日から災害対策本部に倒壊家屋等処理班を置き、解体処理申込みの受付を開始、7月31日の締切までに3,110件の申込みを受理しました。

解体処理に自衛隊の派遣、業者委託も

1月31日、兵庫県を通じて自衛隊の派遣要請をし、2月9日に陸上自衛隊、2月13日航空自衛隊とそれぞれ協定書を締結し、2月13日から解体作業を開始しました。作業は陸上・航空自衛隊各2班(1班約40人で1家屋を解体、立会市職員2人)で実施、3月28日に撤収するまでに57棟を処理しました。

また、解体のスピードアップを図るため、業者委託による解体処理の方針を決定し、公募に申込みのあった100業者と倒壊家屋等処理約定書により契約、2月20日から処理業務を開始しました。11月末までに2,555棟を処理しました。

災害廃棄物は総量49万トン以上

震災により家屋の解体や修理に伴い発生した廃棄物は、大久保清掃工場で見込んでおり、平成8年12月末で処理完了する計画で事業を進めています。

震災により家屋の解体や修理に伴い発生した廃棄物は、大久保清掃工場で見込んでおり、平成8年12月末で処理完了する計画で事業を進めています。そして、6月から廃棄物の選別や破碎などの処理、処分を開始しました。廃木材等の可燃系廃棄物は、まず柱、梁、桁などの良木材を選別し、製紙原料としてリサイクルするため業者に引き渡しました。その他の木材は破碎機によりチップ化し、市の焼却施設で焼却処理するとともに加古川市、加西市に焼却依頼しました。

一方、ガラ等の不燃系廃棄物は、

ふるい機により土砂を選別し、大久保清掃工場管理用地内の埋立、最終処分場の覆土に利用するほか、大阪湾フェニックス、ため池の埋立、民間処分場の活用などを予定しています。コンクリートガラは破碎機により細かく破碎し、採石等としてリサイクルできるように業者に渡しました。

当初、大久保清掃工場へのガレキの搬入車両の中に市外のごみを不法に持ち込む業者が発見されたので、高速道路等で監視を強化しこれら悪質業者の取り締まりを図りました。

不法搬入を防止

4月1日からは、家屋の解体及び修理についてそれぞれ廃棄物搬入チケットを発行し、市外のごみなど不法な搬入を防ぎました。

なお、解体については、その家屋の解体面積に応じ、また、修理についてはその状況を詳しく聴取したうえでチケットを交付しました。

地震直後、道路などに大量のガレキ類が出された(大蔵天神町)





倒壊家屋と住宅

被災証明と家屋調査



家屋調査にあたって職員への説明会が開かれた(勤労福祉会館)

被災証明の発行に 現地調査

地震発生後、2~3日が過ぎた頃、『被災証明書』の発行を求める人が増え始めてきました。

当初、被災証明書の発行を求めてきた住民は、「会社の見舞金の請求に使うから必要」などが主な理由でした。また、世間のうわさで、市役所に「被害届」を出さなければならぬと、勘違いしてくる住民も見受けられました。

しかしながら、テレビ、新聞等で、家屋の全壊や半壊の居住者には、全

国から集められた義援金の配分が行われるとの報道がなされ、その被害状況は自治体が発行する被災証明書によるということになると、事態は次第に深刻化してきます。

市役所2階の相談コーナーには、「全壊」や「半壊」の証明書を求める市民が次から次に訪れ、列をつくり、時には声を荒らげ、「実際に家屋調査をしないとそうした証明は出せない」と応対する職員とのやりとりの末、殺気だった雰囲気にも包まれることもしばしば起こりました。

神戸市などの証明発行の場面がテレビで報道されると、その興奮も高まってきます。

そうした状況の中で、災害対策本部は、証明書発行の申請があった家屋全てについて、現地調査を実施することにしました。その時点で申請件数は7,000件を超え、しかも全市域に及ぶことから、調査は職員総動員で行うこととしました。各部で地域割りを行い、2人1組で申請家屋に行き、居住者立ち会いの上、外壁、内壁、柱、屋根、基礎、建具など、家屋の外観をはじめ内部調査も実施しました。

3段階の判定結果を郵送

実施にあたって、2月11日に職員

への説明会を開催し、休日でしたが、翌12日からローラー調査が展開されました。職員全て初めての体験でした。家屋調査を業務としている税務の職員にとっても、「家屋のいたみ具合」を調査するのは初めてのことでした。全半壊のおおまかな基準は国で決められていますが、建てられている場所、建てられた時期、構造、材質など千差万別の家屋について、専門家とは言えない職員が、全て公平な判断を下すのは、正直なところたいへん難しいことでした。

しかし、住民にとって、この調査が支援策の絶対的な判断基準になります。こうした困惑と緊張感の中、職員としてできる限り慎重に、そして公平に行っていました。留守の家庭は何度も訪れました。

調査対象でない住民に呼び止められ、震災についての市役所の対応にお叱りも受けました。建物の安全性を聞かれ答えに窮することもありました。また、「ごくろうさま」と温かい声をかけてくれる人もいます。休みなく歩き回っても、冬のことで直ぐに暗くなり、おおよそ1班で1日に20件程度回るのがやっとでした。

こうして2月24日に、「全壊」「半壊」「一部破損」の3段階に判定された被災証明書を初めて住民に郵送することができました。

「市役所が家屋調査をしている」という情報は、またたく間に住民の間に広がります。市役所2階の相談コーナーには、申請のために訪れる住民の数が激増し、ピーク時には1日1,000件を超える申請がなされました。

家屋調査は、申請1週間分をまとめ、それを各部に配付し、各部で調

査の上一斉に発送することをひとつのサイクルとしていましたが、発送作業だけでも、たいへんな事務量でした。職員総出で、第2次調査、第3次調査…と進められました。

そんな中、国の被災世帯への支援策が次々に明らかになるにしたがって、全半壊の判定結果について、市民の目が厳しくなります。判定に納得のいかない市民が市役所を訪れ、「再調査」を要求し始めます。

災害対策本部としては、職員が、家人の立ち会いのもと、内部調査まで行った結果の判定であり、なんとか理解してもらうしかありませんでした。しかし、どうしても理解してもらえない場合、専門家による再調査を実施することにしました。

家屋調査は7月末で全て終了しましたが、被災状況は、全壊4,209世帯、半壊10,919世帯、一部破損34,833世帯に至っています。

申請者	
〒	明石市
住所	
氏名	

被災証明書

被災家屋の所在地	<input type="checkbox"/> 住所地に同じ
	<input type="checkbox"/> 明石市

被災の程度	<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部破損
-------	-----------------------------	-----------------------------	-------------------------------

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震により生じた被災の状況は上記のとおり相違ないことを証明します。

平成7年 月 日

明石市長



解体申請がでている家屋を地図におとす(市役所)



倒壊家屋と住宅

応急危険度の判定

危険
(応急危険度判定結果)

この建物に立ち入らないでください。

なお、この建物に立ち入る場合には、建築士に相談し、
応急補強措置等を行った後にしてください。

注 記	調査日時 年 月 日 調査対象棟 問い合わせ先電話番号 または、支庁本部
-----	-----------------------------------------------

2次災害の防止に 応急危険度判定

「現在住んでいる建物は安全なのか」という不安は、激震後の市民の共通した不安でした。

このため、兵庫県と神戸市が実施主体になり、地震に伴う判定調査を実施しました。応急危険度判定は、被害を受けた建物が余震等によって倒壊する危険性や外壁などが落下する危険性を調査し、引き続き使用が可能かどうかを判定して、2次的な被害を防止することを目的としています。

明石市でも、判定士の受入れ態勢が整った1月25日から調査が開始されました。判定士は神奈川県、岡山県、広島県から派遣された職員で人数は25人、2人一組でマンション、アパートなどの共同住宅を調査対象としました。さらに28日には鳥根県から、29日には鳥取、山口、長崎県からも増員され総勢60人になりました。調査には現地の対応もあることから市の職員も同行し、被害の大きかった東部方面から順次西部方面へと実施して行き、2月1日までに約3,000棟の判定を行いました。

判定結果は、地図に落とし込むとともに、各建物に貼付しました。

要注意
(応急危険度判定結果)

この建物は、使用しないでください。
この建物に立ち入る場合にも、十分注意してください。

なお、応急的に補強する場合には、建築士に相談してください。

注 記	調査日時 年 月 日 調査対象棟 問い合わせ先電話番号 または、支庁本部
-----	-----------------------------------------------

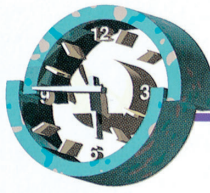
調査済
(応急危険度判定結果)

この建物を応急に調査した結果、
大きな被災は見当たりません。

注 記	調査日時 年 月 日 調査対象棟 問い合わせ先電話番号 または、支庁本部
-----	-----------------------------------------------

判定調査結果

	鉄筋コンクリート	鉄 骨	木 造	合 計
危険	3	5	59	67
要注意	81	65	647	793
調査済	872	456	789	2,117
合 計	956	526	1,495	2,977



倒壊家屋と住宅

被災住宅の応急復旧

資力のない世帯の住宅を 応急修理

平成7年1月17日付で兵庫県知事より本市が災害救助法の適用通知を受けた後、2月12日付で災害救助法の「災害にかかった住宅の応急修理」の取り扱いについての通知を受けました。内部協議を進めていく中で、再度県より2月21日付で、より具体的な対象者の通達があり、次の要件が必要であることが明らかになりました。

持家で半壊、半焼と市が認定し、台所、トイレ、居室、屋根の破損箇所に加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合で、その応急修理を行う資力のない人。具

体的には、生活保護世帯、市民税の非課税世帯及び均等割だけの世帯で、最高限度額は1戸当たり295,000円の範囲内です。

明石市は、この制度を県下で最初に実施することとなり3月1日から3月10日まで申し込み受付を行いました。

その後、他都市と合わせて要望していた借家についても、3月3日に県からの通達によって家主に資力のない人（震災で死亡、住宅が全壊、市民税の非課税及び均等割のみの世帯）にも拡大適用されることになり、3月13日から3月17日まで受付を実施しました。

両方の期間を通じて相談件数は約550件ほどあり、受付件数は117件となりました。そのうち応急修理を実施した内訳は、持家66件、借家2件、

計68件となり、修理金額総額は10,056,985円で、3月31日で事業を完了しました。

事業を進めるにあたって、次のような問題点がありました。

一つは法の主旨から工事仕様が仮復旧工事であり、再度、個人負担で現状復元工事を行うこととなるため工事費が割高になります。このために、最初から復元工事を希望する市民が多くあり、法の主旨と市民の期待する修理内容とのずれがあったことです。

もう一つは2月12日付で県から通知があったにもかかわらず、実施時期の明確な決定指示が出ず、大幅な遅れがあったことです。

事業終了後に、礼状やお礼の電話が10数件あったことが担当職員の喜びになりました。

屋根を修理する家屋が市内でも多く見られた(大蔵町)





倒壊家屋と住宅

仮設住宅と災害住宅の建設



仮設住宅の建設は急ピッチで進められた(大久保町谷八木)

仮設住宅を856戸建設

市役所7階にある住宅課の課室は相当の揺れがあったものと思われ、書類が散乱、震災後の初仕事はその片付けから始まりました。一段落したところで、一斉に市営住宅全団地の被害状況の調査に飛び出しました。幸い市営住宅は居住できないというほどの被害はほとんどないことが確認され、とりあえずは一安心しました。

しかし翌日には事態が一変し、避難者が住宅の提供を求めて窓口に押

し寄せ、提供できる住宅の確定もできないまま受けを開始することになりました。その後、順次県住、公社住宅、公団住宅、雇用促進住宅等の提供を受け、市住と合わせて131戸の住宅が用意でき、最終的には856戸となった仮設住宅と合わせて987戸の仮住宅が確保できました。また、仮住宅の需要は日々増加し、正式な被災証明書の交付もなされない状況の中で、入居資格者の選定を行うため、建築部内をはじめとして後

には都市計画部の応援を得て、家屋被害状況の現地調査を実施することになりました。

震災後、日を置かない調査では、市民自身が後片付けの真っ最中であつたり、急ぎよの引っ越し中であつたり、また住宅ローンが残っている自宅が全壊したりで、被災者も気が立っていることも影響して、いろいろとトラブルも生じました。調査対象の家屋だけでなく、周辺の住民から自宅も調査してほしいなどと

市内にも13か所、856戸の仮設住宅が建設された(中崎1丁目)



いう要望は常でした。

ガスの臭いがする地域や屋外階段がはずれかかっているアパートなど、危険な調査箇所も多くありました。

入居者は社会的弱者を優先に

このような調査を継続しながら、一方では仮設住宅の明石市における最初の建設が中崎と西明石で各50戸ずつ決定し、その時点で提供を受けていた公営・公的住宅115戸と合わせ、計215戸の入居者を定めるための第1回抽選の準備を進めました。

この1次募集では、約1,200件の応募者がありました。当時は余震が続発していたため、現地調査によると住める状態の住居であるにもかかわらず、余震を恐れての申込みが多数あると予想されました。限られた提供戸数の上に、社会的弱者を優先す

ることという国の指導があり、市民課、障害福祉課、児童福祉課、さらには情報システム課の協力を得て弱者の選定作業を行いました。

一方では全ての応募者に電話連絡を中心に、時には直接面談して仮住宅の必要性を確認するという作業を、5月13日の最終抽選まで4回に渡って実施しました。手間のかかる作業でしたが、適正な提供が行われたものと確信しています。

災害公営住宅を3か年で300戸建設

9月1日現在、仮設住宅は市内に13団地856戸建設され、1,902人が生活しています。お互いに被災体験からくる精神的な不安定状態、あるいは生活態度の違い等々もあり、団地内での様々なトラブルに備え、福祉部門によるケア体制も取りながら、可能な限りの対応を行っています。ま



鍵渡しを受け仮設住宅を下見する入居者(中崎1丁目)

た、応急仮設住宅の名前のとおり、十分な環境整備とは言えない部分もあり、種々問題もありますが、入居者の生活基盤の向上を図るため奮闘している毎日が続いています。

仮住宅の入居事務に忙殺されながら、3月初旬には魚住町西岡の災害公営住宅建設用地確保のため、県に要望書を提出し、建設に向けての第一歩を踏み出しました。3月22日には災害復興住宅協議会が今井副知事を会長として設置され、計画策定、建設・用地、管理の3部会で被災地を中心に県全体を視野に入れた住宅対策事業がスタートしました。本市では、3か年で300戸の建設を目標に、用地確保のため用地対策室、土地開発公社等の協力を得ながら情報収集に努め、可能な所からできるだけ早期に事業着手のための努力を続けています。

仮設住宅への入居者を定める抽選(市役所2階ロビー)

